

北口再開発事業施行条例を可決 自治基本条例は修正可決

市議会は第4回定例会を平成20年11月26日から12月19日までの24日間の会期で開催し、議案37件、意見書2件、陳情7件について議決した他、選挙管理委員会委員等の選挙を行いました。

また、同定例会で継続審査となった5議案と新規議案1件、決議1件、陳情1件について、本年1月14日に第1回臨時会を開催し、議決しました。(6頁参照)



「国分寺駅北口再開発事業施行条例」 を全員賛成で可決

議案第131号「国分寺都市計画事業国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業の施行に関する条例」は、同再開発事業の事業計画認可に向け、都市再開発法第52条の規定により、費用負担、保留床等の賃貸・譲渡等、必要な事項を定めるというものです。

同駅北口は、狭い道路の危険性や駅前広場の車両の混雑等により、その改善が求められていると共に、権利者からは、再開発事業の着実な推進を求める陳情も出されていました。

市にとって重要な事業であることと、市財政に与える影響も勘案し、審査に当たっては、担当の特別委員会による専門的・集中的な審査とは別に、財政フレームに関する部分について、全員協議会を開催し、議員全員で検討し、共通認識としてきました。

本施行条例は、第4回定例会中には採決までに至らず、継続審査となり、第1回臨時会において、全員賛成で、可決しました。採決に当たっては、全会派等から、賛成の立場で討論が行われています。

「本再開発事業は約30年の長期にわたり市の

重要課題となってきた。本事業の事業認可後も、権利変換認可や特定建築者決定等、平成26年度の事業の完成に向けて、課題は山積している。事業の推進に当たっては、市民の暮らしとまちづくりの両立に留意し、事業の質の確保と事業費の精査に努めること、事業の進行に際し、市民に分かりやすく情報を提供し説明を行うこと、議会は、議会としての立場から意見を述べ、事業の推進に向け協力して行く。」概略、以上のような討論が行われました。

事業推進を踏まえ附帯決議を議決

本施行条例に対しては、22名の議員から附帯決議の提出があり、全員賛成により可決しました。その決議項目について紹介します。

- ①財政フレームでは、新規事業費20億円を確保すること
- ②市権利変換床の使用は必要最小限にとどめ、残余は売却すること
- ③自転車駐車場は、大量の駐輪需要を発生させる鉄道事業者による自転車法に基づく責任と負担を求めること。そのための条例策定に早急に着手すること
- ④特定建築者公募の際の用地価格設定は、市負担をふやさないよう適正に行うこと
- ⑤現在示されている資金計画のもとでの平成26年度事業完了のスケジュールを遵守し、事業を進めること
- ⑥今後、実施設計等に当たり、さらなる事業費縮減に努めること

「新町学童保育所・しんまち児童館を 指定管理者に移行」関連4議案を可決

新町学童保育所の狭あい状況を解消するため、新たに学童保育所を増設し、同じ建物に併設されている児童館も含めて指定管理者制度に移行するため、学童保育所条例(議案149号)と児童館条例(議案150号)の一部改正、指定管理者の指定(議案151号)と、そのための補正予算(議案第152号)の4議案が、第4回定例会に同時に提案されました。

議会は、議案第149号・150号・151号を厚生委員会に、議案第152号は補正予算審査特別委員会に付託し、審査を行いました。委員会では、「学童保育所と児童館を一括して指定管理者に行わせる根拠や理由」「期間の妥当性」、資料として提出された「国分寺市立児童館・学童保育所の指定管理者制度移行に向けた対応方針」の位置付けや決定方法等について、様々な観点から多くの質疑が交わされました。

補正予算審査特別委員会での質疑の中では、この対応方針中にあるガイドラインの作成や庁内の意思形成過程に不適切な点があることが明らかとなりました。市長から「指摘のあった点を整理し、手続き等を検証する時間が必要なため継続審査として欲しい」旨の発言が両委員会に対して行われ、このため第4回定例会中での採決に至りませんでした。

改めて1月9日に厚生委員会、13日に補正予算審査特別委員会を開催し、対応方針等に対する検証・整理した結果報告を受け、議案審査を行いました。

なお厚生委員会において、市長から「議案第149号及び150号の提案理由を訂正したい」旨の発言があり、このため両委員会は、再度、継続審査としました。

1月14日開催の臨時会本会議において2議案の訂正を承認した後、両委員会を開催し、それぞれの議案を賛成多数で可決しました。その後の本会議においても賛成多数で4議案を可決しました。

自治基本条例を修正可決 《議会に関する条項を規定》

自治基本条例は、平成19年6月27日に市長から議会に提案され、議会は議長を除く全議員で構成する「自治基本条例審査特別委員会」を設置して、条文ごとに慎重な審査を行ってきました。こうした委員会での審査を踏まえて、市長は平成20年9月26日に当初の条例案を撤回し、修正した条例案を再提案しました。

また、議会に関する条項は、当初除かれていましたが、市の最高規範として位置付けられる自治基本条例に、議会自らの意思と判断で規定することとしました。地方自治制度は、住民からの選挙で選ばれた市長と議員による二元代表

制が採られています。両者は相互にけん制し、また均衡を保ちながら住民の福祉の増進を図る役割を担っています。議会は、この二元代表制を意識し、市民からの意見も聴きながら、議会に関する条項を作成しました。

議会に関する条項は、各党派・議員が盛り込むべき内容を提案し、それを議会運営委員会において検討し、まず中間案をまとめました。そして、昨年2月18日に「議会条項に対する意見を聴く会」を開催し、最終的に「議会の役割と責務」としてまとめました。このことを踏まえ、同特別委員会では、議会条項を自治基本条例の第16条から19条に加える修正案を可決しました。そして、12月2日の本会議において、自治基本条例は全員賛成により修正可決しました。(条例の全文は市ホームページ及び1月15日号市報に掲載)